

資本関係・人的関係に関する取扱基準

山口市（上下水道局を含む。）が執行する入札又は見積合わせその他の契約に係る競争（以下「入札等」という。）においては、その公正性を確保することから、適正な入札等の執行が阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の同一の入札等への参加の制限等の取扱いについて次のとおりとする。

1 判定基準

資本関係又は人的関係とは、次に定めるところによる。

- (1) 「**資本関係**」とは、次のいずれかに該当する2者の関係をいう。
 - ア 子会社等と親会社等の関係
 - イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係
- (2) 「**人的関係**」とは、次のいずれかに該当する場合の2者の関係をいう。
 - ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合等、上記(1)又は(2)に定める関係と同視しうる関係があると認められる場合についても、資本関係又は人的関係のあるものとして取り扱う。

2 判断基準に関する特例、用語の定義等

- (1) 上記1判断基準(2)アの場合については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。
- (2) 「**子会社等**」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の子会社等をいう。
- (3) 「**親会社等**」とは、会社法第2条第4号の2の親会社等をいう。
- (4) 「**会社等**」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の会社等をいう。
- (5) 「**役員**」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号の役員のうち、次に掲げる者をいう。
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (7) 会社法第2条第11号の2の監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (イ) 会社法第2条第12号の指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ) 会社法第2条第15号の社外取締役
 - (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ウ 会社法第575条第1項の持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - エ 組合の理事
 - オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

- (6) 「管財人」とは、民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。

3 入札等への参加の制限

資本関係又は人的関係がある複数の者の同一の入札等への参加は認められない。

同一の入札等に参加する複数の者に資本関係又は人的関係がある場合は、その者がした入札、見積書提出等の行為は、無効とする。

なお、指名競争入札において、資本関係又は人的関係がある複数の者が指名された場合にあつては、そのうち1者を除く者が入札を辞退することで、その残る1者の入札は、資本関係又は人的関係を理由に無効とはならない。

また、個別の入札等において、この基準と異なる定めをした場合は、その定めに従うものとする。

4 共同企業体における取扱い

共同企業体（これに類する組合等の事業体を含む。以下同じ。）の構成員と他の共同企業体の構成員との間に資本関係又は人的関係がある場合においても、上記3と同様に扱う。

5 資本関係及び役員兼任に関する調書

競争入札参加資格審査申請の申請者は、当該調書を提出するものとする。この場合において、子会社等については次に掲げる会社等に限り記載し、兼任役員については兼任先の会社等が次に掲げる会社等である役員に限り記載することで足りるものとする（いずれも山口市における有資格業者であるか否かは問わない。）。

- (1) 建設工事に係る申請においては、建設業許可を持つ会社等
- (2) 建設コンサルタント業務等に係る申請においては、建設コンサルタント業務等を営む会社等
- (3) 上記(1)又は(2)以外の売買、貸借、請負その他の契約に係る申請においては、申請者が登録を希望する営業種目を営む会社等

6 適用期日

この基準は、令和5年4月1日以後に執行する入札等から適用する。ただし、上記5の規定は、次に掲げるものから適用する。

- (1) 建設工事に係る申請においては、令和6年度以後の資格に係る申請（令和5年度までの資格に係る申請については、なお従前の例による。）
- (2) 建設コンサルタント業務等に係る申請においては、令和5年度以後の資格に係る申請
- (3) 上記(1)又は(2)以外の売買、貸借、請負その他の契約に係る申請においては、令和7年度以後の資格に係る申請

7 経過措置

令和5年3月31日以前に執行する入札等における資本関係及び人的関係の取扱いについては、なお従前の例による。